

# 令和2年度の研修計画について



厚生労働省相談支援従事者指導者養成研修資料  
厚生労働省サービス管理責任者等指導者養成研修資料  
より一部抜粋

# 令和2年度の人材育成研修計画について

## 令和2年度の変更点

### 相談支援従事者養成研修のカリキュラムの変更

#### 令和元年度

- 初任者研修（法定）
  - ・相談支援専門員として従事するための研修
  - ・研修日数：6日間
- 現任研修（法定）
  - ・初任者研修修了後、5年度ごとに受講する研修
  - ・研修日数：3日間
- 専門コース別研修（任意）
  - ・スキルアップのための研修
  - ・研修日数：1日間

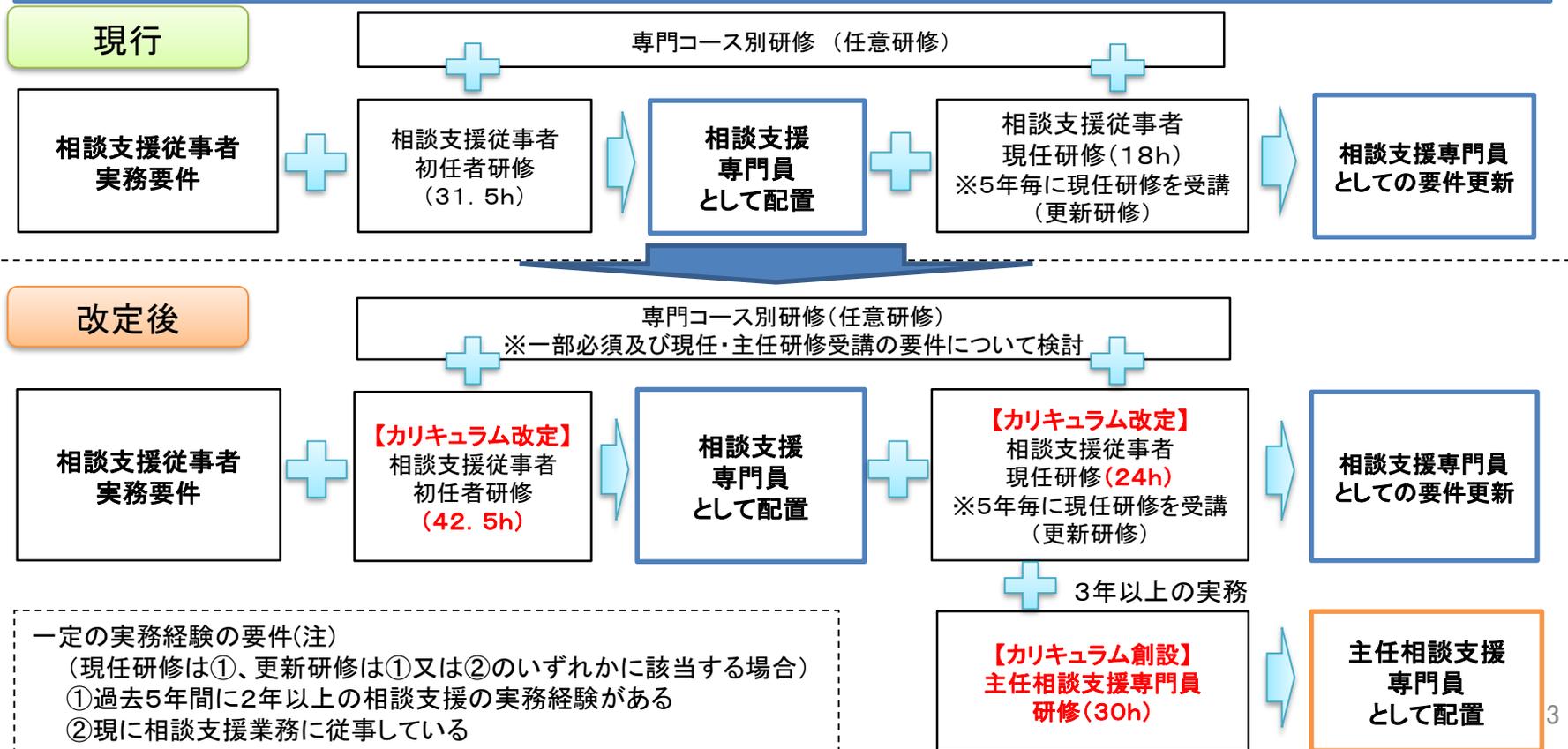


#### 令和2年度

- 初任者研修（法定）
  - ・カリキュラムの拡充
  - ・研修日数の増加（7日間）
  - ・**実習の新設**
- 現任研修（法定）
  - ・カリキュラムの拡充
  - ・研修日数の増加（4日間）
  - ・**実習の新設**
  - ・**実務経験要件の追加**
- 専門コース別研修（任意）
  - ※変更なし
- 主任研修（法定任意）
  - ・研修の新設（5日間）
  - ・一定の実務経験を経て受講

# 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**現行のカリキュラムの内容を充実する。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(注)**を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



# 相談支援専門員研修の告示別表

初任者研修(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

現任研修・更新研修(現行)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h

初任者研修(見直し後)		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	4h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修・更新研修(見直し後)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談援助に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18h
合計		24h

※厚生労働省告示では、現任研修の実習は必須ではありませんが、**岐阜県の研修においては、実習を必須とします。**

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3h
	運営管理に関する講義	3h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11h
合計		30h

# 相談支援従事者研修における実習のイメージ及び支援体制について（予定）

## 実習支援の目的

国の実施要綱に示された標準カリキュラムに基づき、地域の実情を理解し、地域に根差した活動ができる即戦力人材を養成するため、研修期間中の実習期間に圏域ごとにコーディネーターを配置し、受講者の実習が円滑かつ効果的に行われるよう支援する。

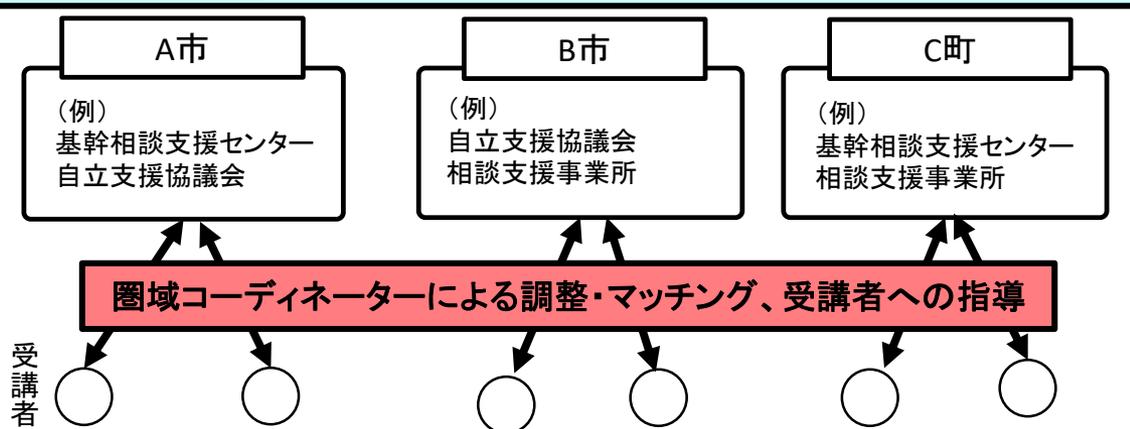
**課題：**地域の関係機関に受講生を受け入れる素地がないため、受講生自らの申込みでは現場実習が受け入れられないおそれがあり、調整役が必要。

実習の質を担保するため、個々の実習の状況を把握し、必要に応じて指導する者（講師）が必要。

### 実習期間

- 初任者研修.....7日間の研修期間のうち、4日目の後と、5日目の後に各1か月設定。
- 現任研修.....4日間の研修期間のうち、2日目の後と、3日目の後に各1か月設定。

## 実習のイメージ



### 【実習期間における受講者の主な取組例】

- ① 基幹相談支援センターでの実習（情報収集等）
- ② 市町村協議会への参加（見学）
- ③ 事業所での実技体験
- ④ 地域資源の調査

取組後、  
レポート  
を作成。

### 【圏域コーディネーターとして想定する者】

圏域の自立支援協議会等において、関係事業所のネットワークづくりや人材育成に関する取組に多年にわたり参画している方

## 圏域コーディネーターの業務

- ・実習期間中の実習指導全般
- ・各市町村の自立支援協議会、基幹相談支援センターへの依頼や紹介。
- ・会議等の参加者同士の顔合わせや参加についての日程等の調整
- ・相談支援事業所（先輩相談支援専門員）への依頼や紹介。
- ・受講者が実習期間中に作成するレポートの指導
- ・地域の特性に合わせたOJTのシステムづくり

# (参考) 令和元年度の研修制度の変更について

## 令和元年度の変更点

### サービス管理責任者等養成研修のカリキュラムの変更

平成30年度

#### ○サービス管理責任者等 研修（法定）

- 共通講義
- 分野別研修
  - 1 介護
  - 2 地域生活（身体）
  - 3 地域生活（知的・精神）
  - 4 就労
  - 5 児童発達支援管理責任者

令和元年度

#### ○基礎研修（法定）

- 共通講義
- 分野別の全分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労、児童発達支援管理責任者）を統一した研修

#### ○更新研修（法定）

- 5年度毎に受講することとされた研修
- 令和5年度までの対象者はH30までにサービス管理責任者等研修を修了した方

#### ○実践研修（法定）（令和3年度から実施予定）

- 基礎研修を修了後、2年以上の実務を経て受講

#### ○専門コース別研修（任意）

- 介護＋地域生活（身体）＋地域生活（知的・精神）
  - 就労
  - 児童発達支援管理責任者
- ※毎年受講することも可能

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて (R1~)

平成30年度まで

サービス管理責任者  
実務要件  
児童発達支援管理  
責任者実務要件



相談支援従事者初任者研修講を受講



サービス管理責任者等研修共通講義及び分野別演習を受講



サービス管理  
責任者  
児童発達支援  
管理責任者  
として配置

令和元年度から

サービス管理責任者等基礎研修に**相談支援従事者  
初任者研修の講義部分**を含めて実施します。

**※1【一部緩和】**  
サービス管理責任者  
実務要件



相談支援従事者初任者研修  
講義部分の一部(講義部分)を  
受講



**※3【基礎研修】(新規)**  
サービス管理責任者等  
基礎研修

OJT  
**※2一部  
業務可能**

**【実践研修】  
(新規)**

サービス管  
理責任者等  
実践研修



サービス管理  
責任者  
児童発達支援  
管理責任者  
として配置

**【更新研修】  
(新規)**

サービス管  
理責任者等  
更新研修

**※5年毎に  
受講**



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある  
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

**【専門コース別研修】(新規)**

「就労」、「介護、地域生活(身体・知的・精神)」、  
「児童発達支援管理責任者」別に研修(任意研修)

平成30年度まで	令和元年度から
※1. 実務経験の一部緩和	
○直接支援業務 <u>10年</u>	○直接支援業務 <u>8年</u> ※上記以外の実務要件は従前どおりとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の <u>実務要件の共通化は行わない。</u>
○実務経験を満たして研修受講 ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務 10年 ・有資格者による相談・直接支援 3年	○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可能。基礎研修修了後 <u>2年の実務を経て</u> 実践研修を受講 【基礎研修受講時の実務経験】（現行→改定後） ・相談支援業務 5年→3年 ・直接支援業務 8年→6年 ・有資格者による相談・直接支援 3年→1年
※2. 配置時の取扱いの緩和	
○研修修了後にサービス管理責任者として配置可能	○既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修修了者を、 <u>2人目以降のサービス管理責任者として配置可とする</u> とともに、 <u>個別支援計画原案の作成を可能とする。</u>
※3. 研修分野統合による緩和	
○各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ○研修を修了した分野のみ従事可能	○サービス管理責任者の <u>全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施</u> ○他分野に従事する際の <u>再受講は必要なし</u> ※平成30年度までの既修了者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しに伴う経過措置について（R1～）

## ①平成30年度までに研修受講済みの者について

サービス管理  
責任者等研修  
(旧体系)  
受講

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(H35年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修  
※5年毎に受講

## ②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について ※H31～33の基礎研修受講者に限る

基礎研修修了時点において実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等とみなす。

入職

<実務経験>  
相談支援業務5年  
(有資格者の場合は3年)以上  
もしくは直接支援業務8年以上

相談支援従事者  
初任者研修  
講義部分

サービス管理責任者等  
基礎研修  
講義・演習

基礎研修修了後3年間で  
2年以上の実務

サービス管理責任者等  
実践研修  
講義・演習

サービス管理責任者等  
更新研修  
※実践研修修了後  
5年毎に受講

※基礎研修受講後に実務要件を満たした場合を含む。

# 令和2年度の研修日程について



※日程は確定ではありませんので、実施要項が掲載されましたら、HPで確認をお願いします。

○研修計画URL

[https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index\\_20940.html](https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_20940.html)

## 相談支援専門員研修

研 修 名	募集開始	開催月
相談支援従事者 初任者研修	4月	講義 (2日間)
		演習 (2日間)
		講義・演習 (3日間)
相談支援従事者 現任研修	6月	8月～ 11月
相談支援従事者 主任研修	12月	3月

※初任者研修及び現任研修については、講義・演習のほか、**実習があります。**  
**(1か月間程度の実習を2回実施します。)**

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

研 修 名	募集開始	開催月
サービス管理責任者等 基礎研修  (相談支援従事者初任者研修の 講義部分を含む)	4月	8月
		9月～ 10月
サービス管理責任者等 更新研修	10月	1月～ 2月
サービス管理責任者等 専門コース別研修	10月	12月
	10月	12月
	8月	11月

※基礎研修の講義に、**相談支援従事者初任者研修の講義部分を併せて行います。**  
 (別で相談支援従事者初任者研修を受講せずとも、サービス管理責任者等の  
 研修要件を満たします。)

# 居宅介護職員初任者研修等

研 修 名		募集開始	開催月
重度訪問介護従業者養成研修		5月	7月～8月
強度行動障がい支援者 養成研修（基礎研修）	①	講義・演習（2日間）	8月
	②	講義・演習（2日間）	9月
	③	講義・演習（2日間）	9月
	④	講義・演習（2日間）	10月
強度行動障がい支援者 養成研修（実践研修）	①	講義・演習（2日間）	12月
	②	講義・演習（2日間）	11月

※同行援護従業者養成研修等は、指定研修事業者が実施します。